

富山市都市マスタープラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき策定する、富山市の都市計画に関する基本的な方針となる都市マスタープランに関する検討を行うことを目的に、富山市都市マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 都市マスタープラン策定に関すること。
- (2) 都市計画の課題に関すること。
- (3) そのほか第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した者をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、令和5年11月1日から3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会には、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表して、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときまたは、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代理人の出席)

第7条 委員会に出席することができない委員のうち、関係行政機関の職務上の委員については、代理人の出席を認める。

(会議概要の公開)

第8条 委員会での検討内容は、公開するものとする。ただし、議長は、委員会において必

要があると認めるときは、非公開とすることが出来る。

(庶務・事務局)

第9条 委員会の庶務および、事務局は、活力都市創造部都市計画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。